

船橋市市民公益活動公募型支援事業実施要綱

平成22年1月8日施行	協第77号
平成22年8月27日一部改正施行	協第83号
平成23年9月8日一部改正施行	協第49号
平成24年4月1日一部改正施行	協第10号
平成26年9月1日一部改正施行	協第72号
平成27年9月15日一部改正施行	協第113号
平成28年9月15日一部改正施行	協第118号
平成30年9月1日一部改正施行	協第118号
令和2年9月30日一部改正施行	協第245号
令和3年9月1日一部改正施行	協第360号
令和5年9月1日一部改正施行	協第631号

(目的)

第1条 この要綱は、市民活動団体から提案を受けた事業のうち、公益的な活動に対し支援金を交付し、市民活動団体の活動を促進することにより、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益的な活動 市民活動団体が行う営利を目的とせず不特定多数の者への利益の増進に寄与するための事業又は市民活動団体が市と協働により行う事業
- (2) 市民活動団体 現に公益的な活動を行い、又は行おうとする団体
- (3) 支援金 市民活動団体の実施する公益的な活動に対し、市が支援するために交付する金銭
- (4) I型支援金 市民活動団体が行う公益的な1つのイベント等の実施に対し交付する支援金
- (5) II型支援金 市民活動団体が行う公益的な一連の活動に対し交付する支援金

(支援対象者)

第3条 支援金の申込みを行うことができる者は、次に掲げる要件を満たす市民活動団体とする。

- (1) 市内を活動区域としている団体
- (2) 市内に事務所又は常設の連絡先がある団体
- (3) 5人以上で組織する団体
- (4) 定款、規約、会則等の組織の運営に関する定めを有している団体
- (5) 適切な会計処理を行っている団体
- (6) 継続的に活動している、又はこれから継続的に活動する団体

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する市民活動団体は、支援金の申込みを行うことができない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体

- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体
- (3) 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）並びにその統制下にある団体
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (5) 団体（構成員を含む。）に課された市税を滞納している団体
（支援対象事業）

第4条 支援金の交付の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 同一年度内に着手し、かつ、完了する事業であること
- (2) 市内で行われる事業であって、市民に直接サービスが届く事業であること
- (3) 公益性が認められる事業であること
- (4) 支援金の申込みを行う市民活動団体が主催する等、主体的に行う事業であること
- (5) 主義、主張や考え方を広めるために行う事業でないこと
- (6) 国、県、市又はそれらの外郭団体からの補助金等を受けていない事業であること
- (7) 過去に同一又は同一とみなされる団体が、同一又は同一とみなされる事業に対して支援の決定を受けていない事業であること（3回未満を除く。）
- (8) 事業の効果が市の行政目的の達成に資するものであって、次のいずれかに該当する公益的な活動であること
 - ア 保健衛生、医療又は福祉の増進に寄与するもの
 - イ 住民自治の向上に寄与するもの
 - ウ 教育、学術、文化、芸術又はスポーツの振興や向上に寄与するもの
 - エ 環境対策に寄与するもの
 - オ 安全で安心な市民生活に寄与するもの
 - カ 産業の振興に寄与するもの
 - キ その他市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する支援対象事業は、支援金の申込みを行うことができない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (3) 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）並びにその統制下にある団体を利する事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(支援対象経費)

第5条 支援金の交付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

(支援金の交付額)

第6条 支援金の支援率上限及び限度額は、別表2に定めるとおりとし、当該年度に交付する支援金の総額は、予算の範囲内とする。

(申込みの限度)

第7条 市民活動団体は、支援の決定を受けた活動と同一又は同一とみなされる公益的な活動について、Ⅰ型支援金又はⅡ型支援金へそれぞれ3回を超えて申込みを行うことができない。

2 前項の規定にかかわらず、Ⅱ型支援金で支援の決定を受けた活動については、Ⅰ型支援金の申込みを行うことができない。

(申込方法)

第8条 支援金の申込みを行う市民活動団体の代表者（以下「申込者」という。）は、市長が定める期日までに、船橋市市民公益活動公募型支援事業参加申込書（第1号様式。以下「参加申込書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申込みを行わなければならない。

- (1) 申込団体概要書（第2号様式又は第2号様式の2）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) 組織の運営に関する定め及び会員名簿
- (5) 団体の前年度及び現年度の事業内容を確認することができる資料
- (6) 団体の前年度の収支決算及び現年度の収支予算を確認することができる資料
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、申込みのあった事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項に規定する添付書類の一部を省略させることができる。

(意見の聴取)

第9条 前条の申込みがあったときは、必要に応じて当該公益的な活動に係る部署の意見を聴くものとする。

(支援審査会)

第10条 市長は、支援の可否を決定するに当たり、船橋市市民活動支援審査会（以下「支援審査会」という。）を設置し、第8条に規定する参加申込に対する支援の適否、支援金の額等について、次に掲げる事項に関して当該支援審査会に意見を求める。

- (1) 法令等に違反していないこと。
- (2) 目的及び内容が適正であること。
- (3) 金額の算定に誤りがないこと。

2 支援審査会の組織及び運営に関する事項については、市長が別に定める。

(支援の決定等)

第11条 市長は、支援審査会の意見を踏まえ、支援の可否について決定し、選考結果を船橋市市民公益活動公募型支援事業選考結果通知書（第5号様式）により、申込者に通知する。

2 市長は、前項において支援の決定を受けた市民活動団体（以下「支援決定団体」という。）に対して、適正な交付を行うために必要があるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を付し、又は支援金の交付に係る事項を修正することができる。

3 支援決定団体の代表者（以下「申請者」という。）は、当該支援の決定を取り下げようとするときは、速やかに船橋市市民公益活動公募型支援事業取下書（第6号様式）により市長に提出しなければならない。

（支援決定等の公表）

第12条 市長は、前条第1項の規定により支援の決定をしたときは、支援決定団体の名称、支援決定内容及び支援金交付予定額を公表するものとする。

（事業の遂行等）

第13条 支援決定団体は、支援の対象となった事業計画及び市長が交付の決定に付した条件その他市長の指示に従い、支援対象事業を行わなければならない。

2 市長は、支援対象事業の遂行にあたり、必要があると認めるときは、当該支援決定団体に対して必要な条件を付し、指示することができる。

（支援金の交付の申請）

第14条 申請者は、市が指定する期日までに、船橋市市民公益活動公募型支援事業支援金交付申請書（第7号様式）により、支援金の交付の申請を行わなければならない。

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（支援対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該支援金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 支援金は、支援対象事業が完了した後に交付する。ただし、Ⅱ型支援金に限り、市長が特に必要と認めるときは、支援対象事業の完了前に支援金交付予定額の2分の1に相当する額を交付することができる。

4 前項ただし書の規定により支援対象事業の完了前に支援金の交付を受けようとする申請者は、市が指定する期日までに、船橋市市民公益活動公募型支援事業支援金前金払交付申請書（第8号様式）により交付申請を行わなければならない。

（支援金の交付決定）

第15条 市長は、前条第1項及び第4項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、支援対象事業に適合すると認めたときは、その旨を船橋市市民公益活動公募型支援事業支援金交付決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、支援金の額の確定において当該支援金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

（事業の変更等）

第16条 支援金の交付の決定を受けた支援決定団体の代表者（以下「支援金交付決定者」という。）は、当該支援対象事業の計画又は2万円を超える経費の配分を変更しようとするときは、速やかに船橋市市民公益活動公募型支援事業変更申請書（第10号様式）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件の変更を、船橋市市民公益活動公募型支援事業変更承認通知書（第11号様式）により承認することができる。ただし、支援対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 3 支援金交付決定者は、当該支援対象事業を廃止しようとするときは、速やかに船橋市市民公益活動公募型支援事業廃止届（第12号様式）により市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、支援決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項に規定する支援の決定及び前条に規定する支援金の交付の決定の全部又は一部の取り消しを、船橋市市民公益活動公募型支援事業取消決定通知書（第13号様式）により通知するものとする。
 - (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき
 - (2) 第3条第2項第3号に規定する団体であることが判明したとき
 - (3) 支援金を他の用途に使用したとき
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、支援金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき
- 5 前項の規定は、支援対象事業について交付すべき支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする

(補助金等の返還)

第16条の2 前条第2項、第3項及び第4項の場合において、既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を求めるときは、市長は、期限を定めて船橋市市民公益活動公募型支援事業支援金返還命令書（第14号様式）により、支援金交付決定者に通知するものとする。

(加算金及び延滞金)

第17条 支援金交付決定者は、第16条第4項の規定により支援金の交付決定が取り消された場合において、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 支援金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する支援金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、支援金交付決定者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。
- 4 支援金交付決定者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(実績報告)

第18条 支援金交付決定者は、当該支援対象事業の完了後（第16条第3項に規定により支援対象事業を廃止したときを含む。）20日以内又は当該年度末のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算（精算）書（第15号様式）
- (2) 船橋市市民公益活動公募型支援事業実施結果報告書（第16号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第14条第2項ただし書の規定により交付の申請をした支援金交付決定者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該支援金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（支援金の額の確定）

第19条 市長は、前条第1項各号に規定する書類により実績報告があったときは、その報告に係る支援対象事業の成果が支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に適合するものであるかどうかを精査し、適合すると認めたときは、交付すべき支援の額を確定し、その旨を船橋市市民公益活動公募型支援事業支援金確定通知書（第17号様式）により支援金交付決定者に通知する。この場合において、支援決定団体が支援対象事業の実施のため支出したとする経費について、その使途、金額及び支出先等の事実が領収書等の証拠書類によって明確に確認できないときは、当該経費に係る支援金の交付は行わない。

2 第14条第4項の規定に基づく前金払により支援金の交付を受けて実施した支援対象事業で、前項における支援金の額の確定により支援金の残金が生じたときは、支援金交付決定者は速やかに残金を市長に返還しなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う支援金の返還）

第20条 支援金交付決定者は、支援対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む）は、船橋市市民公益活動公募型支援事業支援金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（第18号様式）により速やかに、遅くとも支援対象事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、支援金に係る消費税の仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。なお、支援金交付決定が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき、報告を行うこと。また、当該支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（支援金の請求）

第21条 支援金交付決定者は、支援金の請求を、船橋市市民公益活動公募型支援事業支援金請求書（第19号様式）により請求するものとする。ただし、第19条第1項の規定により算定した支援の確定額を支出する場合は、船橋市市民公益活動公募型支援事業支援金確定通知書（第17号様式）の添付を条件に請求書を省略することを可能とする。

（調査又は報告）

第22条 市長は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、支援金交付決定者に対して、支援対象事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(成果の公表)

第23条 市長は、支援対象事業の成果について公表するものとする。

2 第18条に基づく実績報告を行った支援決定団体は、支援金の交付の対象となった公益活動の成果等を市民に周知するよう努めるものとする。

(事務所管)

第24条 この要綱に基づく支援金に関する事務は、市民協働課が所管する。

(補則)

第25条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の船橋市市民公益活動公募型支援事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づく事業立上型支援金又は事業提案型支援金の交付の申請を行った事業は、改正後の船橋市市民公益活動公募型支援事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定に基づくⅠ型支援金の申込みを行うことができない。

3 改正前の要綱の規定に基づき事業提案型支援金の交付の申請（以下「旧申請」という。）を行った事業に係る改正後の要綱の規定に基づくⅡ型支援金の参加申込は、旧申請の回数と改正後の要綱の規定に基づき既に支援の決定を受けた回数とを合わせて3回を超えた場合は、行うことができない。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表2に規定するI型支援金及びII型支援金の支援率上限は改正前に支援の決定を受けていない事業に適用するものとし、改正前に既に支援の決定を受けた事業に関しては、改正後も引き続き改正前の支援率上限を適用することとする。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表1

支援対象経費（申請事業の実施に伴う経費）

費目	支援対象となる経費
報償費	講師等謝金（I型支援金の支援金の額は5万円を限度額とする）
消耗品費及び原材料費	活動資料等の用紙代、材料費、書籍等の購入費（購入単価が1万円未満の物に限る）
印刷製本費	活動資料、パンフレット等の印刷費や冊子作成のための印刷製本費
通信費	郵便料金等
保険料	事業実施に伴い加入する保険の保険料
使用料	事業実施に伴う施設使用料及び物品の借上費
その他これらに類する経費	支援することが必要であると認められる経費（II型支援金に限る）

別表2

支援率上限及び限度額

種別	支援対象経費総額に対する支援率上限			限度額
	1年目	2年目	3年目	
I型支援金	90%	80%	70%	10万
	60%	50%	40%	
II型支援金	60%	50%	40%	100万

船橋市市民公益活動公募型支援事業 参加申込書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

年度船橋市市民公益活動公募型支援事業として、参加を希望するので、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

- 1 事業名（簡潔に記載）
- 2 支援金の申込区分
I型・II型 (同一事業として 年目)
- 3 事業の着手・完了予定期日
着手予定： 年 月 日
完了予定： 年 月 日
- 4 交付を受けようとする支援金の申請額
_____ 円
- 5 添付書類
 - (1) 申込団体概要書（第2号様式又は第2号様式の2）
 - (2) 事業計画書（第3号様式）
 - (3) 収支予算書（第4号様式）
 - (4) 組織の運営に関する定め（定款、規約、会則等）及び会員名簿
 - (5) 団体の前年度及び現年度の事業内容を確認することができる資料
(任意様式/A4サイズ/片面印刷/5枚以内)
 - (6) 団体の前年度の収支決算及び現年度の収支予算を確認することができる資料
(任意様式/A4サイズ/片面印刷/5枚以内)
 - (7) 支援金の交付を受けようとする公益活動の内容及びその効果を説明する資料
(任意提出/A4サイズ/片面印刷/5枚以内)
 - (8) 申込要件チェックシート (別添)

申 込 団 体 概 要 書 (I 型 用)

<p>団 体 名</p>	<p>(ふりがな)</p>
<p>連絡者氏名等 ※申込む事業の担当者を 記入してください</p>	<p>(ふりがな)</p> <p>住所 〒</p> <p>電話 FAX</p> <p>e-mail @</p>
<p>市内市外を問わず、貴団 体の公益活動の実績を記 入してください。</p> <p>※申込む事業と同様の事 業、または類似事業や 同規模の事業など、申 込む事業を実施するに あたり実績を活かすこ とができる公益活動が あればその事業を記入 してください</p> <p>※チラシや写真等を添付 してください</p>	
<p>船橋市や他団体等からの 資金助成及び委託等の実 績 (過去3年程度)</p> <p>例) 〇〇年度△△財団▼▼事業◇◇円</p>	

申 込 団 体 概 要 書 (Ⅱ型用)

団 体 名	(ふりがな)
所 在 地	〒
代表者氏名	(ふりがな)
連絡者氏名等	(ふりがな) 住所 〒 電話 FAX e-mail @
団体設立年月 及び活動年数	年 月設立 年 カ月 (年 月 日現在)
会員数 (構成員数)	人
団体の目的	
主な活動内容	
船橋市や他団体等からの 資金助成及び委託等の実 績 (過去3年程度) 例) ○○年度△△財団▼▼事業◇◇円	

事業計画書

事業の名称 <small>(簡潔に記載)</small>	
支援金申請額	①申請額 _____ 円 ②本申請事業に係る支援対象経費総額 _____ 円 ③支援率 (①/②×100) _____ %
支援金申請区分 <small>(丸で囲んでください)</small>	I 型 ・ II 型 (同一事業として 年目)
地域の課題	
事業の目的 具体的な内容 <small>※各項目の記入があるか確認のうえ☑を記入してください</small> <input type="checkbox"/> どのようなことを? <input type="checkbox"/> どこで? <input type="checkbox"/> 誰が(実施体制や講師は)? <input type="checkbox"/> 誰を対象に? <input type="checkbox"/> 事業による収入がある場合その根拠は	
期待される効果 <small>※前述の「地域の課題」に対して、事業の実施によりどのような効果が期待できるか記入してください</small>	

※ 支出番号は収支予算書（第4号様式）に記入したものと一致させてください

支出
番号

<p>事業スケジュール</p> <p>※月毎の時系列で実施事項を記入してください</p>	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		
	<p>市又は他団体と協働して実施する内容があればその内容と、役割分担</p> <p>※協働の相手方が市の場合は担当課を記入</p>		
<p>団体としての 中期的な目標</p> <p>※複数年継続して事業を実施することで、団体として目指す将来像を記入</p>			

収 支 予 算 書

収 入			
【区 分】	細 目	積算内訳（支援率）・備考	金額（円）
市負担分	I型・II型 年目	支援率 %	
本支援事業の実施に伴う収益			
団体自己負担分			
その他（ ）			
収入合計額（A）			

支 出				
【費 目】	支出番号	細 目	積算内訳 （単価、数量、小計）	金額（円）
報償費				
消耗品費 及び原材料費				
印刷製本費				
通信費				
保険料				
使用料				
その他これらに類する経費 【II型】のみ				
支出合計額（B）				

※ 収入合計（A）＝ 支出合計（B）となるように記入して下さい。

※ 支出番号は事業計画書（第3号様式）に記入したものと一致させてください

1. 申請団体について

(1)「令和6年度実施事業募集要領」の「6. 団体要件」を全て満たしたうえ、支援金を申請します。

(船橋市市民公益活動公募型支援事業実施要綱 第3条第1項関係)

全て、満たしていることを確認しました

(2) 次のいずれにも該当する団体ではないことを確認のうえ、支援金を申請します。

(船橋市市民公益活動公募型支援事業実施要綱 第3条第2項関係)

下記項目に該当していないことを確認のうえ、を記入してください

- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体
- 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）並びにその統制下にある団体
- 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- 団体（構成員を含む）に課された市税を滞納している団体

2. 申請事業について

(1)「令和6年度実施事業募集要領」の「3. 対象事業」を全て満たしたうえ、支援金を申請します。

(船橋市市民公益活動公募型支援事業実施要綱 第4条第1項関係)

全て、満たしていることを確認しました

(2) 次のいずれにも該当する事業ではないことを確認のうえ、支援金を申請します。

(船橋市市民公益活動公募型支援事業実施要綱 第4条第2項関係)

下記項目に該当していないことを確認のうえ、を記入してください

- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）並びにその統制下にある団体を利する事業
- 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

船橋市市民公益活動公募型支援事業 選考結果通知書

第 年 月 号
日

支援決定団体名

代表者

様

船橋市長



船橋市市民公益活動公募型支援事業として参加の申込みのあった事業について、下記のとおり決定したので通知します。

記

支援金申込区分	I型 ・ II型 (同一事業として 年目)		
提案事業名			
申込団体名			
団体所在地			
代表者名			
選考結果		支援率	%
支援金交付予定額	円 (費目対象額合計 円 × 支援率 %)		
審査会での審査結果・意見			
備考 (支援の条件等)			
支援対象経費内訳			
費目	金額 (円)		
報償費			
消耗品費及び原材料費			
印刷製本費			
通信費			
保険料			
使用料			
その他これらに類する経費			
	合 計		

船橋市市民公益活動公募型支援事業 取下書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

船橋市市民公益活動公募型支援事業として支援の決定のあった事業について、取り下げたいので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 事業名称

2. 届出の理由（必要により資料を添付してください）

船橋市市民公益活動公募型支援事業 支援金交付申請書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

㊞

船橋市市民公益活動公募型支援事業として支援の決定のあった事業について、下記のとおり支援金の交付を申請します。

記

事業名称		
支援金交付申請額	円（支援率 %）	
支援対象経費内訳（選考結果通知書に示された費目に対する金額の範囲内）		
費 目（主な内容）		金額（円）
報償費（	）	
消耗品費及び原材料費（	）	
印刷製本費（	）	
通信費（	）	
保険料（	）	
使用料（	）	
その他これらに類する経費（	）	
	合 計	

上記の金額は（税込額・税抜額）である。

※ 消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

① 支援金交付申請額の算定

<input type="checkbox"/> 消費税額を支援対象経費に含めないで支援金交付申請額を算定
<input type="checkbox"/> 消費税額を支援対象経費に含めて支援金交付申請額を算定 ※ 確定申告により仕入税額控除した消費税に係る支援金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返金額0円の場合も含む）。

② ①で「消費税を支援対象経費に含めて支援金交付申請額を算定」を選択した理由

<input type="checkbox"/> 免税事業者である
<input type="checkbox"/> 簡易課税事業者である
<input type="checkbox"/> 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
<input type="checkbox"/> その他（ ）

船橋市市民公益活動公募型支援事業 支援金前金払交付申請書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

印

船橋市市民公益活動公募型支援事業として支援の決定のあった事業について、下記のとおり支援金の交付を申請します。

記

事業名称	
支援金前金払 交付申請額	円 (※支援対象経費合計 円 × 支援率 % × 50%)
前金払が 必要な理由	
支援対象経費内訳 (選考結果通知書に示された費目に対する金額の範囲内)	
費 目 (主な内容)	金額 (円)
報償費 ()	
消耗品費及び原材料費 ()	
印刷製本費 ()	
通信費 ()	
保険料 ()	
使用料 ()	
その他これらに類する経費 ()	
合 計	

※ 支援金前金払交付申請額は、交付申請書に示された支援金交付申請額の2分の1に相当する額

上記の金額は (税込額・税抜額) である

船橋市市民公益活動公募型支援事業 支援金交付決定通知書

船橋市指令第 号
年 月 日

支援決定団体名

代表者 様

船橋市長 印

船橋市市民公益活動公募型支援事業として支援金の交付申請のあった事業について、下記のとおり支援金の交付を決定したので通知します。

記

支援金申込区分	I型 ・ II型 (同一事業として 年目)
提案事業名	
申込団体名	
団体所在地	
代表者名	
支援金(前金払)交付決定額	円(支援対象経費合計 円 × 支援率 %)
備考(支援の条件等)	
支援対象経費内訳	
費目(主な内容)	金額(円)
報償費	
消耗品費及び原材料費	
印刷製本費	
通信費	
保険料	
使用料	
その他これらに類する経費	
	合計

船橋市市民公益活動公募型支援事業 変更申請書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

船橋市市民公益活動公募型支援事業として支援金の交付決定のあった事業について、変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 事業名称

2. 変更の内容

3. 理由（必要により資料を添付してください）

船橋市市民公益活動公募型支援事業 変更承認通知書

年 月 日

支援決定団体名

代表者

様

船橋市長

印

船橋市市民公益活動公募型支援事業として支援の決定のあった事業について、下記のとおり変更を承認したので通知します。

記

1. 事業名称

2. 支援金対象年月日及び指令番号

____年度事業 ____年 ____月 ____日 船橋市指令第 ____号

3. 変更の内容

4. 承認の条件

船橋市市民公益活動公募型支援事業 廃止届

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

船橋市市民公益活動公募型支援事業として支援金の交付決定のあった事業について、廃止したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 事業名称

2. 廃止の理由（必要により資料を添付してください）

船橋市市民公益活動公募型支援事業 取消決定通知書

年 月 日

支援決定団体名

代表者

様

船橋市長



船橋市市民公益活動公募型支援事業として支援の決定のあった事業について、下記のとおり取消を決定したので通知します。

記

1. 事業名称

2. 取消の理由

船橋市市民公益活動公募型支援事業 支援金返還命令書

第 号
年 月 日

支援決定団体名

代表者 様

船橋市長



船橋市市民公益活動公募型支援事業における支援金について、下記のとおり返還してください。

記

支援事業等の名称	
指 令 年 月 日 及 び 指 令 番 号	年度事業 年 月 日 船橋市指令第 号
返 還 す べ き 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 を 命 ず る 理 由	
返 還 方 法	別添納付書による
支援金(前金払)交付決定額	円
支 援 金 既 交 付 額	年 月 日交付 _____ 円
支 援 金 交 付 確 定 額	円

年 月 日

収支決算（精算）書

船橋市長あて

所在地

団体名

代表者名

印

事業名称

【収入】 細目		金額（円）	備考（積算内訳等）
市支援金 (交付決定通知書に記された支援金額の範囲内)			
本支援金事業の実施に伴う収益			
団体による自己負担			
その他（ ）			
収入合計額（A）			
【支出】 費目	支援対象経費額（円）	事業実績額（円）	備考（積算内訳、領収証番号等）
報償費			
消耗品費及び 原材料費			
印刷製本費			
通信費			
保険料			
使用料			
その他これらに 類する経費			
支出合計額（B）			収入合計額（A）＝支出合計額（B）

※領収証には必ず番号を付し、本書の費目と一致するようにしてください

添付書類

- (1) 船橋市市民公益活動公募型支援事業実施結果報告書（第16号様式）
- (2) 本支援金事業の実施内容がわかる資料（任意様式）

船橋市市民公益活動公募型支援事業 実施結果報告書

支援金の申込区分	I型 ・ II型 (同一事業として 年目)
支援決定団体の名称	
支援決定団体の所在地	〒 電話番号
代表者の氏名	
事業名称	
場 所	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
支援金実績額	円 (本支援事業に係る支援対象経費総額 円)
実施内容 成果の概要	
中期的目標 の実現に 向けた取組み ※目指す団体と しての将来像 に向けて実施 した取組みや 今後の取組み について記入 してください	

<p>実施項目 ※事業実施内容を時系列で記入してください</p>					
<p>事業実施状況 ※活動状況のわかる写真を添付してください</p>	<table border="1"><tr><td data-bbox="379 869 890 1357"><p>事業実施時の写真 (写真の説明)</p></td><td data-bbox="906 869 1417 1357"><p>事業実施時の写真 (写真の説明)</p></td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="646 1384 1157 1868"><p>事業実施時の写真 (写真の説明)</p></td></tr></table>	<p>事業実施時の写真 (写真の説明)</p>	<p>事業実施時の写真 (写真の説明)</p>	<p>事業実施時の写真 (写真の説明)</p>	
<p>事業実施時の写真 (写真の説明)</p>	<p>事業実施時の写真 (写真の説明)</p>				
<p>事業実施時の写真 (写真の説明)</p>					

船橋市市民公益活動公募型支援事業 支援金確定通知書

第 年 月 日 号

支援決定団体名

代表者 様

船橋市長 印

船橋市市民公益活動公募型支援事業について、 年 月 日付にて提出のあった報告書に基づき審査した結果、下記のとおり支援金の額が確定したので、下記のとおり通知します。

記

支援事業等の名称	
指 令 年 月 日 及 び 指 令 番 号	年度事業 年 月 日 船橋市指令第 号
支援金(前金払)交付決定額	円
支援金交付決定額	円
支援金既交付額	年 月 日交付 円
支援金未交付額	円
市に返還する残金	円
支援対象確定経費内訳	
費目内訳	金額(円)
報償費	
消耗品費及び原材料費	
印刷製本費	
通信費	
保険料	
使用料	
その他これらに類する経費	
合 計	

船橋市市民公益活動公募型支援事業支援金に係る
消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

印

船橋市市民公益活動公募型支援事業として支援金の交付決定のあった事業について、下記のとおり報告します。

記

1 支援金交付確定額

_____ 円

2 確定申告により確定した市民公益活動公募型支援事業支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）

_____ 円

※0円の場合はその理由について☑

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他（返還算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

・別添 返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）

・別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり

別添 添付書類チェック表

※本用紙と合わせて該当する添付書類を提出してください。

申告方式	添付書類	提出書類に <input checked="" type="checkbox"/>
消費税の確定申告の義務がない	○免税事業所であることを証する書類【任意様式】	<input type="checkbox"/>
簡易課税方式により申告している場合	○消費税確定申告書（簡易課税用）（写）	<input type="checkbox"/>
公益法人（一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人）等で特定収入割合が5%を超えている場合	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算表）（写） ○特定収入割合を確認できる書類【任意様式】	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算表）（写）	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって一括比例配分方式のより消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>

船橋市市民公益活動公募型支援事業 支援金請求書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名 ㊞

船橋市市民公益活動公募型支援事業として支援金の交付決定のあった事業について、下記のとおり支援金を請求します。

記

1. 事業名称

2. 支援金請求額

_____ 円（支援金交付確定額） _____ 円）

3. 振込先

銀行名		支店名	
預金種別	普通・当座・その他（ ）	口座番号	
(フリガナ) 口座名義	_____		

※振込先の口座名義が代表者名と異なる場合は、委任状が必要です